令和７年第18回教育委員会会議録

１　日時

令和７年11月26日（水）10時00分

２　場所

教育委員会会議室

３　出席者

教 育 長：下川祥二

教育委員：原志津子、武部愛子、徳成晃隆、沖田由香、谷口倫一郎

事 務 局：福田教育次長、齊藤理事
中尾総務部長、峯川職員部長、吉安教育環境部長、
浦塚教育支援部長、永田部長（高等教育等担当）、松﨑総合図書館長、
山村高校教育課長、横畠労務・給与課長、中川原総務課長、
永長総合図書館運営課長、立石総合図書館図書サービス課長、
大坪高等教育検討担当課長、氷室教育環境課長、松吉健康教育課長

４　会議事項

⑴　付議事項

付議案第69号　福岡市立高等学校学則の一部改正案

付議案第70号　福岡市立学校の教育職員の特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則案

付議案第71号　福岡市立学校の会計年度任用職員の給与に関する規則の一部を改正する規則案

⑵　臨時代理報告事項

臨時代理報告第６号　議会の議決を経るべき議案に関することについて

臨時代理報告第７号　議会の議決を経るべき議案に関することについて

臨時代理報告第８号　議会の議決を経るべき議案に関することについて

臨時代理報告第９号　議会の議決を経るべき議案に関することについて

臨時代理報告第10号　議会の議決を経るべき議案に関することについて

臨時代理報告第11号　議会の議決を経るべき議案に関することについて

⑶　協議・報告事項

協議・報告ア　専門学科を有する市立高校の今後の方向性について

協議・報告イ　高等専門学校の設置について

協議・報告ウ　学校体育館の空調使用料の徴収について
協議・報告エ　学校給食費に係る訴えの提起に関する専決処分について
協議・報告オ　学校給食費に係る訴えの提起に関する専決処分について

５　開会

教育長開会を宣告　15時00分

臨時代理報告第６号から第11号まで、並びに協議・報告アからウまでは議会に関する案件のため、協議・報告エ及びオは訴訟に関する案件のため、議決により非公開とされた。

６　付議事項

▼付議案第69号　福岡市立高等学校学則の一部改正案

山村課長より説明

《原案どおり可決》

〔質疑等〕

（徳成委員）

○ 入学金の納期を入学後20日から40日に変更するとなっているが、授業料については、４月５月分を合わせて２か月分を５月に徴収するということか。入学金は全国共通で5,500円だと認識しているが間違いないか。授業料は、令和７年度から所得制限なしで11万円が修学支援金として支給され、授業料は無償化されていると思うが、授業料は残したままで問題ないのか。

（山村課長）

○ ４月の授業料は、５月に２か月分として徴収している。また、入学金は5,500円である。授業料については、国から自治体に支給されているため、保護者から直接授業料を徴収することは無いが、福岡県とも協議し、文言を残すことで確認済みであり、問題ないと認識している。今回の学則の改正については、市立高校４校の現状を確認したところ、入学金の事務手続きを３日以内に行っており、非常に短期間で、さらに手作業で行っている状況から、事務処理誤り防止の観点からも改正したいと考えたものである。改正により40日になることで、非常にありがたいとの声もあがっているところである。

▼付議案第70号　福岡市立学校の教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則案

▼付議案第71号　福岡市立学校の会計年度任用職員の給与に関する規則の一部を改正する規則案

横畠課長より説明

《原案どおり可決》

〔質疑等〕

（徳成委員）

○ 支給要件の緩和で、終日程度、日中７時間45分程度が、半日程度、日中４時間程度となるが、勤務時間の内外に問わず業務にかかわれば支給されるのか。金額は記載されていないが、給特法の一部改正による支給手当の変更に7,500円から8,000円に改定される内容と同一のものか。

（横畠課長）

○ 休日等の従事時間のみである。また、金額については、徳成委員お見込みのとおり同じものである。

（谷口委員）

○ 資料に第２条１項中、２号を１号に、同条第２項及び第３項中４号を２号に改めるとあるが、旧１号と３号の扱いはどのようになるのか。

（横畠課長）

○ 福岡市立学校職員の給与に関する条例の第７条第１号及び第３号の規定は削除されている。

（谷口委員）

○ 条例改正についても記載されたい。

７　臨時代理報告事項

▼臨時代理報告第６号　議会の議決を経るべき議案に関することについて

▼臨時代理報告第７号　議会の議決を経るべき議案に関することについて

横畠課長より説明

▼臨時代理報告第８号　議会の議決を経るべき議案に関することについて

中川原課長より説明

▼臨時代理報告第９号　議会の議決を経るべき議案に関することについて

永長課長より説明

▼臨時代理報告第10号　議会の議決を経るべき議案に関することについて

▼臨時代理報告第11号　議会の議決を経るべき議案に関することについて

立石課長より説明

８　協議・報告事項

▼協議・報告ア　専門学科を有する市立高校の今後の方向性について
山村課長より説明

▼協議・報告イ　高等専門学校の設置について
大坪課長より説明

▼協議・報告ウ　学校体育館の空調使用料の徴収について
氷室課長より説明

▼協議・報告エ　学校給食費に係る訴えの提起に関する専決処分について
▼協議・報告オ　学校給食費に係る訴えの提起に関する専決処分について
松吉課長より説明

９　閉会

教育長閉会を宣告　11時35分